

# 社会福祉法人 鹿追町社会福祉協議会費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿追町社会福祉協議会の役員等に対する費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(役員及び評議員の定義)

第2条 この規定による役員は次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

(費用弁償)

第3条 役員等が会議に出席した時は、費用弁償として別表1に定める額を支給する。

附 則

この規程は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

別 表 1

区分	内訳
日当	2,000円
車賃	1km当たり50円(但し片道2km以下は支給しない)